

国立大学法人大阪教育大学附属天王寺小学校 教育後援会規約

第一章 名 称

第1条 本会は国立大学法人大阪教育大学附属天王寺小学校教育後援会といふ事務所を大阪府内におく。

第二章 目 的

第2条 本会は附属天王寺小学校の教育を後援してその堅実な向上発展をはかるを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するため主として次の事業を行う。

1. 附属天王寺小学校の施設援助に関する事業。
2. 附属天王寺小学校の研究援助に関する事業。
3. 附属天王寺小学校の研究発表機関紙の発行、並びに研究図書の刊行に関する事業。
4. その他本会の目的を達成するため必要と認める事業。

第三章 方 針

第4条 この会は、教育後援を本旨とする民主団体として、つぎの方針に従って活動する。

1. 児童の教育並びに福祉のために活動する附属天王寺小学校 P. T. A の活動を支援する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会または、この会の役員名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第四章 会 員

第5条 本会の会員となることのできる者はつぎのとおりである。

1. 附属天王寺小学校の卒業生、またはその保護者。
2. 附属天王寺小学校に在籍する児童の保護者。
3. 1. 2. 以外の者で本大会の趣旨に賛同する者。
ただし第3号の会員の入会は役員会の承認を必要とする。

第五章 役員、評議員および顧問

第6条 本会につぎの役員および評議員をおく。

1. 理 事 長 1名
2. 理事長代理 1名
3. 庶務理事 2名
4. 会計理事 2名
5. 監 事 3名
6. 評 議 員 若干名

第7条 役員および評議員の任務はつぎのとおりである。

1. 理 事 長 本会を代表して会務を総括する。総会、役員会および評議員会を招集する。
2. 理事長代理 理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 庶務理事 総会、役員会および評議員会の議事ならびにこの会の活動に関する監要事項を記録保管するほか、理事長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
4. 会計理事 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理し、会計監査を経た決算報告をする。また、この会の財産を管理し予算の立案に協力する。
5. 監 事 本会の会計を監査する。
6. 評 議 員 本会の活動に関し、理事長の諮問に応ずる。

第8条 役員および評議員はつぎの方式によって選出する。

1. 役 員 総会において選出する。
2. 評 議 員 イ. 会員の児童が在籍する学級より1名ずつ選出する。
ロ. 第5条1. 3. 号の会員より若干名を理事長は委嘱することができる。

第9条 役員、評議員の任務は1年とする。

第 10 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事長が委嘱する。

第六章 総 会

第 11 条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第 12 条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

1. 定期総会は、4月・3月に開催する。

2. 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、または会員の10分の1以上の要求があったとき開催する。

第 13 条 総会は会員の5分の1以上出席しなければその議事を開き議決することができない。

第 14 条 総会の議事は出席者の過半数で決する。

第七章 役員会および評議員会

第 15 条 役員会は、役員をもって構成し、校長および関係教員は、出席して意見をのべることができる。ただし、理事長が必要と認める場合、評議員会の代表は役員会に出席することができる。

第 16 条 評議員会は、評議員をもって構成し、校長および関係教員は出席して意見をのべることができる。

第八章 経 理

第 17 条 本会の活動に要する経費は、会費によって支弁される。

第 18 条 本会の経理を運営会計と奨学会計とに区分する。但し入会および寄付は、会員の任意とする。

1. 運営会計は、本会の運営費とし、月額2500円とする。

2. 奨学会計は、奨学寄付金等にあてる費用とし、1口10000円で、学期ごとに募集する。

第 19 条 本会の予算、決算は、総会の承認を得なければならない。

第 20 条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

第九章 特別委員会

第 21 条 本会の目的を達成するための特別な事業について必要があるときには、特別の委員会を設けることができる。

特別委員会について必要な事項は、細則で定める。

第十章 細 則

第 22 条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて評議員会の決議を経て定める。理事長は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第十一章 附 則

第 23 条 この規約は総会において出席者の過半数の賛成がなければ改定することができない。改定の規約は即時効力を発するものとする。

第 24 条 この規約は、昭和30年4月1日より効力を発するものとする。

第 25 条 第18条、会費の改定は、平成12年度より適用する。

第 26 条 第1条、本会の名称の改定は、平成16年4月1日より適用する。

第 27 条 第18条、会費の改定は、平成18年4月1日より適用する。

第 28 条 第3条、目的の改定は、平成23年4月1日より適用する。

第 29 条 第18条、会費の改定は、令和3年4月1日より適用する。